前橋市移住・定住ショート動画制作業務に係る公募型プロポーザル実施要領

前橋市移住・定住ショート動画制作業務の企画提案を募集します。

業務の目的を達成するうえで有効な提案を募り、最良な提案を選定するため、プロポーザルの実施に必要な事項を定めます。

1　業務の趣旨・目的

前橋市への移住・定住促進を目的として、市外在住者及び移住検討者に向けたショート動画を制作し、SNS 等を活用した効果的な情報発信を行うものです。

暮らしやすさ、子育て環境、仕事、地域コミュニティ、自然環境など、前橋市での暮らしの魅力を分かりやすく伝えることで、移住意欲の醸成及び関係人口の創出を図ります。

2　業務の内容・概要

（１）業務名　　前橋市移住・定住ショート動画制作業務

（２）業務内容　　業務内容の詳細は、別紙仕様書を参照ください。

3　予算額

３，３００，０００円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を予算の上限額とします。

4　契約期間・履行期間

①前橋市移住・定住ショート動画制作

契約締結日から令和９年３月３日まで

②SNS 広告

動画完成日から令和９年３月３１日まで

5　応募資格

次に掲げる条件をすべて満たし、業務を安定的・円滑に実施できることとします。

（１）地方自治法施行令第１６７条の４第１項各号の規定に該当しない者であること。

（２）地方自治法施行令第１６７条の４第２項各号の規定による本市の入札参加制限を受けていない者であること。

（３）前橋市暴力団排除条例（平成２３年前橋市条例第３８号）に規定する暴力団員等（地方自治法施行令第１６７条の４第１項第３号の規定に該当する者を除く。）でないこと。

（４）企画提案募集に係る公告の日から受託者候補の特定の日までの期間に、前橋市物品の製造等業者指名停止措置要綱第２条又は前橋市建設工事等暴力団排除対策措置要綱第２条の規定による指名停止期間中の者ではないこと。

（５）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（会社更生法第１９９条第１項の規定による更生計画の認可又は民事再生法第１７４条第１項

の規定による再生計画の認可がされている者を除く。）でないこと。

6　スケジュール

プロポーザル公告日	令和８年１０月３０日（金）
プロポーザル実施要領・仕様書の公表	令和８年１０月３０日（金）
質問受付期間	令和８年１０月３０日（金） ～令和８年１１月１２日（木）
質問書への回答期限	令和８年１１月１８日（水）
提出書類受付期限	令和８年１１月２４日（火）１７時必着
一次審査	令和８年１１月２５日（水）予定
二次審査	令和８年１２月１日（火）
審査結果通知書の発送	令和８年１２月７日（月）
契約締結、業務開始	令和８年１２月上旬以降

7　質問受付及び回答

質問受付期間	令和８年１０月３０日（金）から令和８年１１月１２日（木）まで
質問様式	別紙質問書様式
提出方法	メールで提出してください。
提出先	本要領１２「提出先・問い合わせ先」のとおり
回答方法	令和８年１１月１８日（水）までに、前橋市ホームページに掲載します。
その他	質問は、１事業者につき１回までとする。

8　申請の手続き等

「５　応募資格」をすべて満たすもので本プロポーザルに応募するものは、次のとおり提出してください。

（１）応募申請書等について

①受付期間　令和８年１０月３０日（金）から１１月２４日(火)１７時まで（必着）

②提出方法　持参又は郵送（一般書留・簡易書留）による

③提出書類

（ア）応募申請書（１部）

（イ）業務実施体制申告書（８部）

（ウ）誓約書（１部）

（エ）見積書（８部）

※見積金額内訳明細書（任意様式）を添付すること。動画制作費用やSNS広告費用を明記し、消費税額を加算しないこと。

（オ）自治体などとの契約実績が確認できる契約書の写し（１部）

（カ）登記事項証明書（現在事項証明又は履歴事項証明書）（１部）

（キ）直近（２カ年度分）の決算に係る財務諸表（貸借対照表、損益計算書など（１部）

（ク）納税証明書（１部）（①国税、②本店所在地における都道府県税及び③市町村

税）
※支店等が入札及び契約を行う場合は、本店所在地及び支店等所在地における都道府県税及び市町村税の納税証明書を提出すること。

（ケ）企画提案書（８部）
※以下の内容に基づき作成、様式は自由とする。ただし、サイズはＡ４版の両面印刷で作成し１５枚以内、やむを得ずＡ３版を使用する場合には片面印刷でＡ４サイズに折込をすること。（綴じ方は問いません）
※以下の内容を記載すること

●会社情報
会社概要、地方公共団体への納入実績について、以下の点を踏まえて記述すること。
①会社概要　②提案内容と同様または類似の業務実績

●本業務に対する取り組み
本業務の受託に関する基本的な考え方及び具体的な取り組み方針について、以下の項目を定め主要なポイントを記述すること。
①基本的な考え方及び本業務に対する理解　②業務実施体制及びスケジュール
③動画企画　④SNS 広告戦略　⑤広告効果検証方法

●独自提案
他に、仕様書に定めのない事項で、本市に適すると思われる提案があれば記述すること。

（２）提出書類の取り扱い
①記載内容の変更等の禁止
提出された書類は、これを書き換え、差し替え、又は撤回することはできません。
②提出書類の返却
提出された書類はお返しできませんのでご了承ください。
③費用について
応募申請に要する一切の費用は、申請者の負担とします。
④公表について
選定に係る公表等を行う場合に、応募書類の内容の全部又は一部を使用する場合があります。
⑤資料の取扱い
市が提供する資料は、応募にかかわる検討以外の目的で使用することを禁じます。
また、この検討の目的の範囲内であっても、市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用することや内容を提示することを禁じます。

９　審査

提出された書類に基づき、一次審査を行います（書類選考）。二次審査は、オンラインまたは対面による企画提案に関するプレゼンテーション審査を実施し、その結果最も優れた企画提案を提出した事業者を、契約の優先交渉者として決定し、交渉を行います。

（１）二次審査（オンラインまたは対面）

①日時　　令和８年１２月１日（火）
※詳細日時やURLは後日メールで連絡します。
※プレゼンテーション順は申込順とします。
※プレゼンテーション時間は２０分・質疑応答１０分・合計３０分
※参加可能な人数の上限は３人です。
※本業務担当責任者が参加ください。

②審査結果発送　令和８年１２月７日（月）
二次審査を受けた事業者すべてに連絡するとともに、本市ホームページで公表します。

（２）選定審査委員会

選定に当たっては、選定審査委員会を設置。次の選定基準に基づいて申請者の評価をした後、委員会の評価の結果・意見を踏まえて、優先交渉者を選定します。

（３）選定基準

①事業の理念及び仕様書（案）に基づく運営が図られるか。
②事業の運営を安定的に行うことができる能力を有し、意欲があるか。
なお、次に該当する応募は失格とします。
・資格要件を欠くもの
・提出書類に虚偽の記載があったもの
・見積金額が要領３に記載の予算上限額を超える場合
・提出書類等の提出期間を過ぎて提出したもの
・複数の申請を行い又は複数の事業計画書を提出したもの
・その他選定に係る不正行為があったもの

（４）契約候補者の決定方法

①提出された企画提案書等を審査し、最も優れている提案者を（又は、総合得点が最も高い者を）契約候補者（優先交渉者）として選定する。
②契約候補者となることができる最低基準をあらかじめ定めるものとし、それ以上の点数を得た提案者の中から契約候補者を選定する。
③提案者が１者であっても、本プロポーザルは成立するものとするが、審査の結果、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、契約候補者として選定しない。

（５）選定結果の通知及び公表

選定結果は、すべての提案者（二次審査については、参加者のみ）に文書により通知するとともに、前橋市ホームページにおいて公表します。時期は、令和８年１２月７日（月）以降を予定しています。

（６）その他留意事項

①応募団体に関する実地調査
選定審査委員会が必要と認める場合は、応募者が運営する事業等の実地調査を行うことがあります。

②選定審査委員との接触

応募者及びその関係者が、審査に関して選定審査委員会の委員と接触することを禁じます。接触の事実が認められた場合は失格となることがあります。

10　契約

（１）企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び金額は前橋市との交渉により、決定します。

（２）優先交渉者との交渉が不調に終わった場合、次順位者と交渉する場合があります。

（３）業務により制作された成果品に関するすべての権利は前橋市に帰属します。

（４）契約保証金　免除

11　別添資料等

（１）前橋市移住・定住ショート動画制作業務仕様書

（２）応募申請書

（３）業務実施体制報告書

（４）誓約書

（５）見積書

（６）質問票

（７）辞退届

12　提出先・問い合わせ先

〒３７１－８６０１
群馬県前橋市大手町二丁目１２－１
前橋市未来創造部広報ブランド戦略課
シティプロモーション係
担当　江ノ浦
電話　０２７-８９８-６９７１
FAX　０２７-２２４-１２８８
Email：koho@city.maebashi.gunma.jp